

議事の運営について（案）

省エネルギー・新エネルギー分科会水素政策小委員会及び資源・燃料分科会アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会の運営については、以下のとおりとする（なお、合同開催の場合には、「委員長」を「座長」と読み替え適用する）。

1. 会議は、原則として公開する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。
5. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
6. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
7. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
8. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。